

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		一般廃棄物処分の手数料等の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
条 項		第 18 条
所 管 部 課		環境局 施設部 環境施設管理課 (電話:829-1342)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>第 18 条第 1 項各号</p> <p>(1)生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項に掲げる保護を受けている者 [免除]</p> <p>(2)前号に準ずるものと認められる者 [免除]</p> <p>(3)条例第 21 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画に従い、資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物を分別し、市の処理施設に搬入した者(当該一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物に係る手数料等に限る。) [減額]</p> <p>(4)災害その他市長が特別の理由があると認める者 [免除又は減額]</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和元年 12 月 10 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p><未設定理由></p> <p>既存の同種施設の実績から、年間の申請件数は数件程度と見込まれること、かつ、申請者(代理人)とは対面で受け入れ基準や注意事項、搬入時期等の説明・調整を行う必要があるため、相談時点で許可・不許可までの期間及び許可が見込まれる場合は減額率を示すこととしているため。</p>
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		桜環境センター適用 (平成 27 年 4 月 1 日供用開始)